

玉東町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月2日

玉東町長
玉東町議会議長
玉東町教育委員会
玉東町農業委員会

玉東町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、玉東町長、玉東町議会議長、玉東町教育委員会、玉東町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年5月2日から平成33年3月31日までの4年11か月間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、玉東町特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

[1]採用した職員に占める女性職員の割合（平成 20 年 4 月～平成 28 年 4 月まで）

区 分	全 体	女 性	男 性
採用人数	15 人	4 人	11 人
採用割合	100.0%	26.7%	73.3%

※採用人数に任期付及び再任用職員含まず、また採用割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入。

（数値目標）

平成 32 年度までに、採用者の女性割合を平成 27 年度までの実績（26.7%）より 6.6%以上引き上げ 33.3%以上となるようホームページ及び広報紙等で人事・給与等の様々な情報を掲載する。

[2]平均した継続勤務年数と職員割合の男女の差異（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	全 体	女 性	男 性	比 較
人 数	61 人	21 人	40 人	▲19 人
継続勤務年数	19 年 1 か月	18 年 11 か月	19 年 3 か月	▲4 か月
割 合	100.0%	34.4%	65.6%	▲31.2%

※勤務勤務年数は、単純に職員数（任期付及び再任用職員を除く。）で除した。

割合は、単純に職員数（任期付及び再任用職員を除く。）で除した。（小数点以下第 2 位を四捨五入）

（数値目標）

平成 32 年度までに採用女性の割合を 33.3%以上にすることで、現在の女性職員の割合を維持していく。

また、出産・子育て等を機に離職することがないように、復帰時の事務負担軽減を行うと共に、特別休暇の取得を推進する。

[3]職員一人当たりの各月の超過勤務時間の男女の差異（平成 27 年度）

区 分	総超過勤務時間	女性一人当たり	男性一人当たり	比 較
4 月	854 時間	14.2 時間	20.0 時間	▲5.8 時間
5 月	151 時間	0.8 時間	4.3 時間	▲3.5 時間
6 月	413 時間	5.4 時間	10.0 時間	▲4.6 時間
7 月	202 時間	1.1 時間	5.7 時間	▲4.6 時間
8 月	363 時間	5.3 時間	8.5 時間	▲3.2 時間
9 月	260 時間	4.5 時間	5.8 時間	▲1.3 時間
10 月	338 時間	6.3 時間	7.2 時間	▲0.9 時間
11 月	351 時間	4.4 時間	8.7 時間	▲4.3 時間

12 月	126 時間	1.3 時間	3.3 時間	▲2.0 時間
1 月	198 時間	1.1 時間	5.6 時間	▲4.5 時間
2 月	153 時間	1.1 時間	4.2 時間	▲3.1 時間
3 月	964 時間	11.1 時間	24.2 時間	▲13.1 時間
計	4,373 時間	54.8 時間	107.6 時間	▲52.8 時間

※職員一人当たりの時間数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の職員数 49 人（時間外勤務手当が支給されない職員を除く。）で単純に除した。（小数点以下第 2 位を四捨五入）

（数値目標）

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度及び介護を行う職員の深夜勤務の制限について周知徹底を図り女性一人当たりの総超過勤務時間を平成 32 年度までに 40 時間以下となるよう努める。

〔4〕管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	全 体	女 性	男 性	比 較
対象人数	30 人	7 人	23 人	▲16 人
割 合	100.0%	23.3%	76.7%	▲53.4%

※課長補佐級以上の職員。（小数点以下第 2 位を四捨五入）

（数値目標）

平成 32 年度までに、課長補佐級以上の女性職員の割合を 30%以上になるよう意欲と能力の把握に努めるとともにその能力を十分発揮できるよう適材適所の人事配置に努め、女性職員の職域の拡大に繋がるよう努める。

〔5〕男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（平成 27 年度）

区 分	女 性	男 性
対象人数	5 人	7 人
取得人数	5 人	0 人
取得率	100.0%	0.0%

※取得率は、小数点以下第 2 位を四捨五入。

（数値目標）

平成 32 年度まで、女性の育児休業取得率については 100%を維持し、男性の育児休業取得率については 10%以上となるよう制度の周知徹底と課内の業務分担等の支援体制作りに努める。

[6]男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇取得率及び平均取得期間(平成 27 年度)

区 分	男 性
対象人数	4 人
取得人数	0 人
取得率	0.0%
平均取得期間	0 日

※取得率及び平均取得期間は、小数点以下第 2 位を四捨五入。

(数値目標)

平成 32 年度までに、男性の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇取得率については 20%以上となるよう制度の周知徹底を図り活用促進に努める。

[7]男女別の年次休暇の平均取得時間(平成 27 年度実績)

全 体	女 性	男 性	比 較
8 日 0 時間	9 日 6 時間	7 日 1 時間	2 日 5 時間

※平均取得時間は、小数点以下第 1 位を四捨五入。

(数値目標)

平成 32 年度までに、全体の年次休暇の取得時間が 10 日以上になるよう夏季休暇(3 日)とあわせた年次休暇の取得促進を図り、定期的な休暇取得ができるよう職場意識の改革に努める。